

## 香川県条例第5号

### 香川県布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項（法第31条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに当該監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者に必要な資格を定めるものとする。

(布設工事監督者を置く水道の布設工事)

第2条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者（以下「第1号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（以下「第2号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 第1号卒業者又は第2号卒業者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を

専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者については1年以上、第2号卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「ついては1年以上」とあるのは「ついては6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1に相当する年月数以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6月以上」とそれ読み替えるものとする。

#### （水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者であること。

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目に相当する学科目を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するも

のこと。

第2号に規定する学科目	大学	4年
	短期大学等	6年
	高等学校等	8年
前号に規定する学科目	大学	5年
	短期大学等	7年
	高等学校等	9年

- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了したこと。
- 2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1に相当する年月数以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。